証券コード　3640
2020年６月10日

株　主　各　位

長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地６
株式会社　電　　算
代表取締役社長　轟　　一　太

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第55期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時30分

２．場　　所　長野県長野市県町576番地
ホテル国際21　１階　藤の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項
⑴　報告事項
１．第55期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第55期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

⑵ **決 議 事 項**

＜会社提案（第１号議案）＞
第１号議案　取締役10名選任の件
＜株主提案（第２号議案及び第３号議案）＞
第２号議案　定款一部変更（取締役定年制度導入）の件
第３号議案　定款一部変更（役員の報酬開示）の件

株主提案（第２号議案及び第３号議案）に係る議案の要領につきましては、後記の株主総会参考書類（58頁から61頁まで）に記載のとおりであります。

４．議決権行使にあたっての注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ndensan.co.jp/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため取り止めさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかに回復していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、足元で大幅に下押しされており、厳しい状況を迎えています。先行きにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれます。

情報サービス産業におきましては、ソフトウェア投資が緩やかに増加しています。社会全体のICT化を背景に、マイナンバーカードやIoT利活用の推進等、引き続き各分野におけるICT投資の拡大が続くことが期待されますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きは不透明となっています。

このような状況の中、当社グループは下記の重点施策・事業の推進を行いました。

①公共分野では、総合行政情報システム及び共同利用型システムの計画的な提案・販売活動、販売網の拡大のための新規パートナー企業獲得活動及び既存パートナーとの提携強化、基幹系及び情報系システム更改、各種法制度改正対応に伴うシステム開発。

②産業分野では、リース業務パッケージ、販売管理システム、生産管理システム等の開発及び導入、各種システムの新規受注獲得及び医療機関向けシステムの販売拡大に向けた計画的な販売活動。

③開発プロセス遵守の徹底、蓄積された開発・運用情報と障害情報の利活用など、製品品質・サービス品質の確保及び向上のための取り組み。

④AI（Artificial Intelligence：人工知能）※1、IoT、RPA（Robotic Process Automation）※2を用いた新サービスのプロトタイプ開発、実証実験。技術力・開発力向上のための社内教育や研修の実施など、新サービス創出に向けたICT人材の育成。

⑤社員の意識改革やRPAを利用した業務作業効率の改善による長時間労働の削減、テレワーク制度の利用など、働き方改革の推進。

※１　人間が使う自然言語を理解し、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするソフトウェアやシステム等のこと。

※２　人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主にデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもので、業務の効率化や低コスト化を進めることができる。

■公共分野の状況

公共分野におきましては、住民税・国民健康保険・固定資産税・介護保険等の受託処理、総合行政情報システム等のシステム保守のほか、基幹系及び情報系システム等の受注・開発・導入作業を進めました。

当連結会計年度は、総合行政情報システムにおける既存顧客のシステム更改では、21団体の基幹系システム更改を、15団体の情報系システム更改を行いました。また、戸籍総合システムにおける既存顧客のシステム更改では、8団体の更改を行っております。既存顧客への新規システム販売では、児童手当・こども医療費助成システムを１団体に、財務会計システムを１団体に、公営企業会計システムを３団体に、人事給与システムを４団体に販売しました。またパートナー企業を通じた新規システム販売では、総合行政情報システムを１団体に、後期高齢者医療システムを１団体に販売しております。そのほか、愛知県における直接販売では、介護保険システム及び地域包括支援システムを新規に１団体に、また、長野県における基幹系システム共同化で３市共同化・５町村共同化をそれぞれ受注し、市場シェアを拡大しています。

システム提供サービスでは、2019年度の法制度改正対応として、幼児教育の無償化・プレミアム付商品券・介護保険・児童扶養手当等の対応を行いました。なお、2020年度の法制度改正の対応として、国民健康保険のオンライン資格確認対応等のシステム開発を進めております。

データセンターサービスでは、総合行政情報システムを軸としたクラウドサービスを新規に５団体に、共同利用型コンビニ交付サービスを２団体に提供しました。

新サービスの提供では、セキュリティ研修及びセキュリティインシデント※1対応訓練研修を15団体に提供しました。

これらの結果、公共分野の売上高は102億80百万円（前連結会計年度比4.1%増）、営業利益は２億99百万円（前連結会計年度は３億68百万円の営業損失）となりました。

※１　情報管理やシステム運用において、その安全性を脅かす事象のこと。例えば、マルウェア感染や不正アクセス、Webサイトの改ざんなどがある。

■産業分野の状況

産業分野におきましては、リース業務パッケージの開発・導入作業をはじめ、製造・流通業向けの販売管理システム・生産管理システムの開発、電子カルテ・医事会計システム・介護支援システムを中心とした医療系・福祉系システムの受注・更改を進めました。

当連結会計年度は、主力商品であるリース業務パッケージにおいて、２社に対し開発・導入を進め予定どおり稼働しました。また、新規顧客の開拓では、新たに３社を受注し、現在稼働に向けた開発及び準備を行っております。引き続き、全国の地銀系及びその他リース会社に対し営業活動を実施してまいります。

医療機関向けシステム提供サービスでは、電子カルテシステム・医事会計システムを含む病院総合情報システムで２病院の更改を行いました。また、11団体の介護支援システムの更改を行いました。

製造・流通業向けの販売管理システムでは、３社を新規受注し、４社の更改を行いました。生産管理システムでは、２社に対し新規導入するとともに、新たに２社を受注しました。

データセンターサービスでは、仮想サーバサービスを17社へ提供、インターネット事業では、16社のコンテンツ管理システムの更改を実施、新サービスの提供では、AIを搭載したナレッジマネジメントシステム「SmartKMS」を５社に提供しました。

しかしながら、一部のシステム導入案件における売上原価の増加が発生し、これらの結果、産業分野の売上高は45億89百万円（前連結会計年度比9.0%増）、営業損失は２百万円（前連結会計年度は３百万円の営業利益）となりました。

■新技術・新サービスへの取り組み

当連結会計年度はAI・IoT に関する取組み強化の一環として、画像データを活用した製造業向けのAI外観検査システムを構築し実証実験を開始しました。多くの製造業において品質向上や外観検査業務の効率化は喫緊の課題となっています。当社が独自に開発したAI技術は従来のシステムでは誤判定の原因になりやすかった油やほこりなどの異物が付着しても不良品と判定しない考慮を加えたことで、効率的な外観検査と精度の高い検知が可能となっています。今後は解析対象を画像だけではなく、数値や音声データにも拡げることで、製造業に限らず、さまざまな分野における業務の効率化・高度化にも対応していきます。

セキュリティ分野においては、重要インフラ事業者を中心に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」に向けたサイバーセキュリティの確保が進められているなか、長野県内の金融機関を対象としたWebとプラットフォームのセキュリティ診断を実施しました。本診断は分野を問わずシステムの脆弱性を診断することができるサービスです。今後も幅広くお客様のセキュリティ対策に貢献できるよう、サービスを展開してまいります。また、総務省信越総合通信局との共催による「サイバーセキュリティワークショップ2020ｉｎ長野」ではセキュリティインシデント対応訓練研修の体験ワークショップを実施、産学官によるサイバーセキュリティに関する協定では組織の垣根を越え、サイバー空間の脅威に対処するための体制を構築しました。引き続き、地域のセキュリティ向上に貢献してまいります。

■当連結会計年度の業績

当連結会計年度は、公共分野での、基幹系及び情報系システムの更改、共同利用型システムの運用保守、幼児教育の無償化・プレミアム付商品券・児童扶養手当等の法制度改正対応等、また、産業分野での、リース業務パッケージ及び販売管理システム等の各種パッケージシステムの構築・導入ならびに病院総合情報システムの更改等で売上を確保しました。

利益につきましては、新総合行政情報システムのソフトウェア償却費や保守等による売上原価の増加、競争の激化に伴う作業の増加等があったものの、法制度改正対応の受注・売上が順調に伸展したことにより増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は148億69百万円（前連結会計年度比5.5%増）、営業利益は３億円（前連結会計年度は３億80百万円の営業損失）、経常利益は３億13百万円（前連結会計年度は３億85百万円の経常損失）及び親会社株主に帰属する当期純利益は２億61百万円（前連結会計年度は10億62百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明な状況ではありますが、当連結会計年度については新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受けておりません。

売上高・営業利益の推移

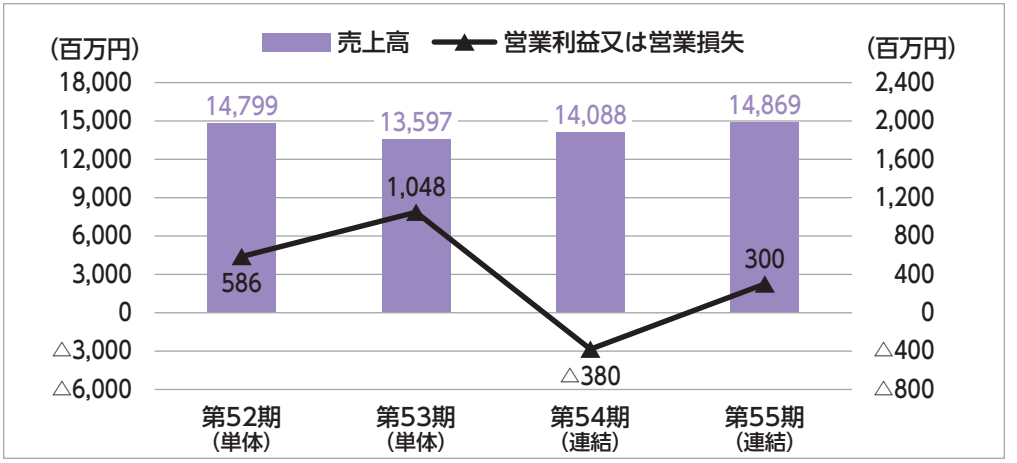

セグメント別売上高・営業利益

セグメント	売上高 (千円)	前連結会計年度比 (%)	セグメント利益又は損失(△) (千円)	前連結会計年度比 (%)
公共分野	10,280,264	104.1	299,912	―
産業分野	4,589,683	109.0	△2,968	―
調整額	―	―	4,017	―
合計	14,869,947	105.5	300,962	―

(注) セグメント利益又は損失の算定にあたり、営業費用の配賦方法を当社の経営管理手法により即したものとし、セグメント利益又は損失の実態をより明瞭に表示するために、当社の管理部門等のうち、報告セグメントに帰属しない費用については「調整額」に含めております。

業務の種類別売上高

業務の種類	売上高(千円)	前連結会計年度比(%)	構成比(%)
情報処理・通信サービス	3,034,942	109.0	20.4
ソフトウェア開発・システム提供サービス	5,967,861	100.1	40.1
システム機器販売等	3,288,296	118.8	22.1
その他関連サービス	2,578,847	100.2	17.4
合計	14,869,947	105.5	100.0

（注）業務の主な内容は、「(7) 主要な事業内容」をご覧ください。

セグメント別　売上高

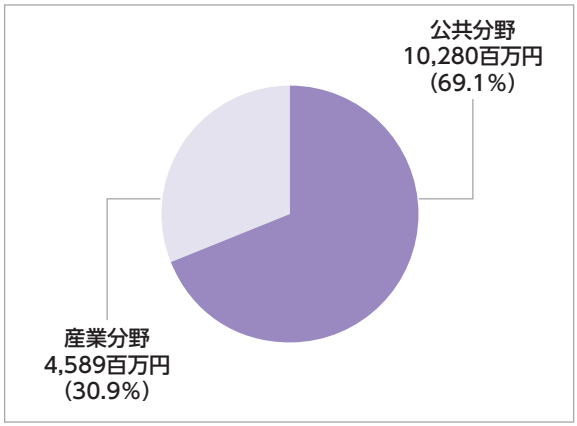

業務の種類別　売上高

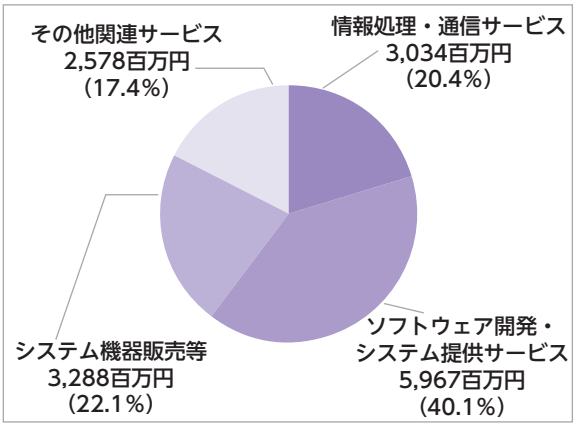

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は５億７百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

主な設備投資内容	投資額（百万円）
サーバ室空調機更新工事	319
サーバ室電源設備増設工事	26
Reams/SaaS-Oracle専用基盤追加	14
火災報知設備更新	13

⑶ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額80億50百万円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は29億32百万円であります。

⑷ 対処すべき課題

当社の主力事業分野の１つである地方公共団体向けの情報処理サービスは、情報システムの共同利用や、国家主導での業務プロセス・システムの標準化の流れが顕著な分野であります。この流れの中で、システム提供企業間の競争はますます激化することが予想され、製品競争力を一段と高めていく必要があると考えております。

一方、情報システム開発を支える人材に目を移しますと、少子化による人手不足と、ICTへの期待度の高まりから、労働市場におけるICT人材の需要は今後も高い水準での推移が予想されます。また、シニア人材の就業はさらなる長期間化を軸として、労働関係法令の改定が議論されています。

このような外的要因を背景として、当社では既存事業の競争力を高めるための施策及びさらなる飛躍へとけん引していく人材の育成に注力するため、喫緊に対処すべき課題について、次のとおり具体的な取り組み内容を定めます。

対処すべき課題	具体的な内容
① 既存事業の競争力強化	・製品戦略に基づき、収益性向上のため主力製品のバージョンを整理し、統合を図る。 ・製品に投入される人・モノ・資金を開発時と保守時に分けて把握し、サービスの収益性をより正確に把握・分析する。
② ICT人材の確保	・通年採用により優秀な人材を積極的に採用する。 ・スキルを持つシニア層は管理者として長期にわたる更なる能力発揮と貢献を促す。 ・人材マネジメントをより積極的に行うことで、社員がいきいきと働く環境づくりを進める。
③ さらなる技術力の向上	・将来の事業環境を見据えて、保有・向上させるスキルを見極め、計画的な習得を促す。
④ リーダーの育成強化	・事業の企画立案と推進及び組織マネジメントの中心となる管理者に必要なスキルを定め、計画的に教育を行う。 ・新しい分野における旗手として、社会全体にとっての価値を高めるイノベーションリーダーを育成する。 ・当社の顧客や特定分野の先進企業への社員出向による業務知識やスキルの習得及び人脈形成を通じて、今後の業務リーダーを育成する。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第52期 (2017年３月期)	第53期 (2018年３月期)	第54期 (2019年３月期)	第55期 (2020年３月期) (当連結会計年度)
売　上　高　　(千円)	－	－	14,088,305	14,869,947
経常利益又は経常損失(△)　(千円)	－	－	△385,144	313,301
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)　(千円)	－	－	△1,062,319	261,367
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)　(円)	－	－	△191.28	46.94
総　資　産　　(千円)	－	－	19,400,996	18,693,776
純　資　産　　(千円)	－	－	7,435,098	7,533,775
１株当たり純資産額　(円)	－	－	1,333.57	1,348.72

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均の株式数により算出しております。
２．第54期より連結計算書類を作成しておりますので、第53期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第52期 (2017年３月期)	第53期 (2018年３月期)	第54期 (2019年３月期)	第55期 (2020年３月期) (当事業年度)
売　上　高　　(千円)	14,799,774	13,597,667	13,714,679	14,405,963
経常利益又は経常損失（△）　(千円)	600,331	1,044,739	△332,281	295,554
当期純利益又は当期純損失（△）　(千円)	419,652	744,514	△1,011,493	247,459
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）　(円)	76.22	134.51	△182.13	44.45
総　資　産　　(千円)	18,706,886	18,943,917	19,346,163	18,585,853
純　資　産　　(千円)	8,220,530	8,823,922	7,639,313	7,715,161
１株当たり純資産額　(円)	1,482.83	1,586.35	1,370.31	1,381.27

(注) １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均の株式数により算出しております。

経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益（当期純利益）・１株当たり当期純利益

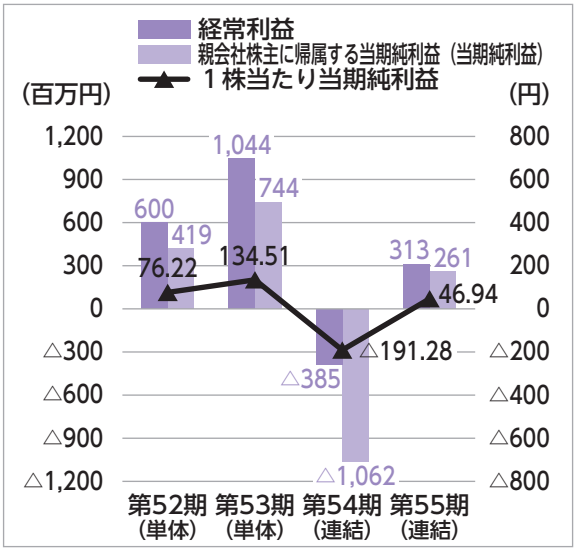

総資産・純資産・１株当たり純資産額

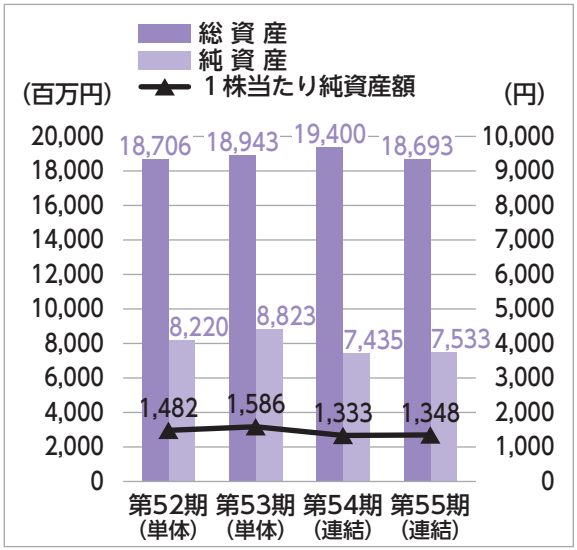

⑹　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティー・エム・アール・システムズ	30百万円	100.0%	医療情報システムの開発・販売

⑺ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

各分野における事業内容は、以下のとおりです。

分　　野	事　　業　　内　　容
①　公共分野	主に地方公共団体及び関係する諸団体向けに、システム提供サービス、機器システム・用品販売、情報処理サービス及びデータセンターサービス等の各種サービスを提供しております。
②　産業分野	主に民間企業及び医療・福祉機関向けに、ソフトウェア開発、機器システム・用品販売、情報処理サービス及びデータセンターサービス等の各種サービスを提供しております。 また、一般個人向けにインターネットサービスも提供しております。

また、業務の種類別の事業内容は、以下のとおりです。

業　務　の　種　類	事　業　内　容
①　情報処理・通信サービス	ア．情報処理サービス イ．インターネットサービス ウ．データセンターサービス
②　ソフトウェア開発・システム提供サービス	ア．ソフトウェア開発 イ．システム提供サービス
③　システム機器販売等	ア．機器システム・用品販売
④　その他関連サービス	ア．その他システム関連サービス イ．機器賃貸・保守サービス

⑻ 主要な営業所（2020年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	長野県長野市	北関東SS	埼玉県さいたま市
東京支社	東京都中央区	佐渡SS	新潟県佐渡市
新潟支社	新潟県新潟市	上越SS	新潟県上越市
佐久支社	長野県佐久市	－	－
松本支社	長野県松本市	－	－
飯田支社	長野県飯田市	－	－
山梨支社	山梨県甲府市	－	－

（注）SSは、サポートサービスセンターを指します。

② 子会社

名称	所在地
株式会社ティー・エム・アール・システムズ	東京都中央区

⑼ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
公共分野	361名（28名）	37名減（５名減）
産業分野	155名（10名）	14名増（３名減）
セグメント計	516名（38名）	23名減（８名減）
全社（共通）	226名（40名）	29名増（１名減）
合計	742名（78名）	６名増（９名減）

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含みます）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員を指し、派遣社員は含みません）は、期中の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門及びセグメントに含まれない開発・運用等の部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
715名（70名）	3名増（8名減）	42.7歳	18.2年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員を指し、派遣社員は含みません）は、期中の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

⑽ 主要な借入先及び借入額（2020年3月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社八十二銀行	2,252,000
株式会社長野銀行	842,000
長野県信用組合	1,486,000

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 20,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 5,837,200株

⑶ **株主数** 9,081名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
信越放送株式会社	2,118,800	38.02
トーテックアメニティ株式会社	605,500	10.87
信濃毎日新聞株式会社	289,200	5.19
電算従業員持株会	234,600	4.21
株式会社八十二銀行	120,000	2.15
株式会社長野銀行	101,600	1.82
株式会社エステート長野	92,000	1.65
東芝デジタルソリューションズ株式会社	72,000	1.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	61,700	1.11
長野県信用組合	60,000	1.08

（注）１．当社は、自己株式を264,681株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

		取締役会の決議日 (2016年７月19日)
発行決議日		2016年７月19日
新株予約権の数		100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　10,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり　180,100円 （１株当たり　1,801円） （なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　　１円）
権利行使期間		2016年８月３日から 2046年８月２日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　　80個
		目的となる株式数　8,000株
		保有者数　　３人
	社外取締役	新株予約権の数　　20個
		目的となる株式数　2,000株
		保有者数　　２人

（注）１．新株予約権者は、権利行使期間において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役及び従業員等の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

2．新株予約権者は、上記１．の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
3．新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
4．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	轟　　一　太	株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社長野県カルチャーセンター社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役 長野県信用組合理事
代表取締役専務	丸　山　沢　水	管理本部担当兼情報開示担当管理本部長 株式会社ティー・エム・アール・システムズ代表取締役社長
取　締　役	河　井　聡　司	公共開発本部担当兼ビジネス開発本部担当兼データセンター担当データセンター長
取　締　役	長　門　博　文	開発管理本部担当開発管理本部長
取　締　役	村　松　文　男	営業本部担当 株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役
取　締　役	吉　川　満　則	技術推進本部担当技術推進本部長
取　締　役	小　林　秀　明	東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役
取　締　役	小根山　克　雄	信越放送株式会社取締役会長 長野カントリー株式会社代表取締役社長 株式会社まちづくり長野社外取締役

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取　締　役	宇都宮　進　一	長野トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 トヨタカローラ長野株式会社代表取締役社長 軽井沢トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 伊北トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 駒ヶ根トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 飯山トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 ネッツトヨタ長野株式会社代表取締役社長 トヨタエルアンドエフ長野株式会社代表取締役社長 株式会社トヨタレンタリース長野代表取締役社長 株式会社ユー・ボディアンドペインティング代表取締役社長 株式会社トヨタ会代表取締役社長 宇都宮商会株式会社代表取締役社長 株式会社ユー・リアルエステート代表取締役社長 株式会社長野県自動車会館代表取締役 トヨタ部品長野共販株式会社代表取締役会長 長野トヨペット株式会社代表取締役会長 株式会社共立プラニング社外取締役 株式会社アサヒエージェンシー社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 丸子警報器株式会社社外取締役 長野県信用組合総代
常勤監査役	橋　本　宣　彦	株式会社ティー・エム・アール・システムズ監査役
監　査　役	小　出　貞　之	株式会社守谷商会社外取締役 長野カントリー株式会社社外監査役
監　査　役	宮　坂　直　慶	公認会計士宮坂直慶事務所代表 ながの公認会計士共同事務所代表
監　査　役	石　田　和　彦	信濃毎日新聞株式会社代表取締役専務 株式会社ながのコミュニティ放送社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 株式会社メイツ長野社外取締役

（注）1．代表取締役専務 丸山沢水氏は、2020年５月27日付で株式会社ティー・エム・アール・システムズの代表取締役社長から取締役に就任しました。
2．取締役 小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏は、社外取締役であります。
3．監査役 小出貞之氏、宮坂直慶氏及び石田和彦氏は、社外監査役であります。

4．監査役 宮坂直慶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は、取締役 小林秀明氏及び宇都宮進一氏並びに監査役 小出貞之氏、宮坂直慶氏及び石田和彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．取締役 小林秀明氏は、2020年６月25日付で東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役を退任予定であります。
7．取締役 小根山克雄氏は、2020年６月25日付で信越放送株式会社取締役会長から取締役相談役に就任予定であります。
8．取締役 宇都宮進一氏は、2020年４月１日付で新設されました株式会社Uホールディングス代表取締役社長に就任いたしました。同日付で株式会社トヨタ会は長野トヨタ自動車株式会社へ商号変更したため代表取締役社長を退任しております。また、軽井沢トヨタ自動車株式会社、伊北トヨタ自動車株式会社、駒ヶ根トヨタ自動車株式会社及び飯山トヨタ自動車株式会社は長野トヨタ自動車株式会社と合併、長野トヨペットサービスセンターは株式会社ユー・ボディアンドペインティングと合併したため、それぞれの代表取締役社長を退任しております。あわせて、2020年3月31日付でトヨタ部品長野共販株式会社の代表取締役会長を退任いたしました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	11名（3名）	145,321千円　（20,807千円）
監査役（うち社外監査役）	7名（5名）	22,590千円　（9,210千円）

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．上記には、2019年6月26日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
3．取締役の報酬限度額は、2002年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、かかる金銭報酬の枠内にて、2018年6月27日開催の第53期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額として年額50,000千円以内（うち、社外取締役7,500千円以内）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、2002年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。
5．上表の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額（取締役11名に対し23,253千円（うち、社外取締役3名3,527千円））

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の重要な兼職の状況

会社における地位	氏　　名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取　締　役	小　林　秀　明	該当事項はありません。	東洋製罐グループホールディングス株式会社社外取締役であります。なお、当社は東洋製罐グループホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。
取　締　役	小根山　克　雄	長野カントリー株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社は長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係があります。	信越放送株式会社の取締役会長及び株式会社まちづくり長野の社外取締役であります。なお、当社は信越放送株式会社との間にシステム利用料等の取引関係、株式会社まちづくり長野との間にインターネットサービス等の取引関係があります。

会社における地位	氏　　名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取　締　役	宇都宮　進　一	長野トヨタ自動車株式会社、トヨタカローラ長野株式会社、軽井沢トヨタ自動車株式会社、伊北トヨタ自動車株式会社、駒ヶ根トヨタ自動車株式会社、飯山トヨタ自動車株式会社、ネッツトヨタ長野株式会社、トヨタエルアンドエフ長野株式会社、株式会社トヨタレンタリース長野、株式会社ユー・ボディアンドペインティング、株式会社トヨタ会、宇都宮商会株式会社、株式会社ユー・リアルエステートの代表取締役社長、株式会社長野県自動車会館の代表取締役、トヨタ部品長野共販株式会社及び長野トヨペット株式会社の代表取締役会長であります。なお、当社は長野トヨタ自動車株式会社との間にデータセンターサービス利用料等の取引関係があり、他15社との間に特別な関係はありません。	株式会社共立プラニング、株式会社アサヒエージェンシー、長野朝日放送株式会社、丸子警報器株式会社の社外取締役及び長野県信用組合の総代であります。なお、当社は株式会社共立プラニングとの間に広告宣伝及びデータセンターサービス利用料等の取引関係、長野県信用組合との間にシステム利用料及び借入金等の取引関係があり、他３社との間に特別な関係はありません。
監　査　役	小　出　貞　之	該当事項はありません。	株式会社守谷商会の社外取締役及び長野カントリー株式会社の社外監査役であります。なお、当社は長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係があり、株式会社守谷商会との間に特別な関係はありません。

会社における地位	氏　　名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監　査　役	宮　坂　直　慶	公認会計士宮坂直慶事務所及びながの公認会計士共同事務所の代表であります。なお、当社は公認会計士宮坂直慶事務所及びながの公認会計士共同事務所との間に特別な関係はありません。	該当事項はありません。
監　査　役	石　田　和　彦	信濃毎日新聞株式会社の代表取締役専務であります。なお、当社は信濃毎日新聞株式会社との間に機器販売及びシステム利用料等の取引関係があります。	株式会社ながのコミュニティ放送、長野朝日放送株式会社及び株式会社メイツ長野の社外取締役であります。なお、当社は株式会社ながのコミュニティ放送との間に広告宣伝及びインターネットサービス等の取引関係、株式会社メイツ長野との間に事務スタッフ受け入れ等の人材派遣関係及びシステム利用料等の取引関係があり、長野朝日放送株式会社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	取締役会（19回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役	小林秀明	17	89	－	－
取締役	小根山克雄	18	95	－	－
取締役	宇都宮進一	6	32	－	－
監査役	小出貞之	19	100	13	100
監査役	宮坂直慶	14	100	10	100
監査役	石田和彦	14	100	10	100

（注）1．当社は、社外取締役及び社外監査役が出席しやすいように、取締役会の日程を早期に調整の上決定しておりますが、取締役 宇都宮進一氏につきましては、兼務される職務の日程と当社取締役会が重なる日が生じたため出席率が低くなりました。なお、取締役会議事資料を事前に送付し、欠席した取締役会についても決議事項を把握しております。

2．監査役 宮坂直慶氏及び石田和彦氏は、2019年６月26日開催の第54期定時株主総会で監査役に選任されており、取締役会の出席率は就任後の取締役会開催回数14回、また監査役会の出席率は就任後の監査役会開催回数10回で計算しております。

3．取締役会における発言状況

(a) 各社外取締役は、当社の経営全般に対し意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(b) 各社外監査役は、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

4．監査役会における発言状況

各社外監査役は、監査役会において、当社の内部監査等について適宜必要な発言を行っております。

5．上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,100
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,344

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査目的、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積額について、前事業年度の計画と実績、報酬総額、時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対し委託した、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務は、新収益認識会計基準の適用に関する助言業務等であります。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けが行われる場合、当該行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社の事業及び財務の内容ならびに当社の企業価値を理解し、当社の企業価値の源泉を中長期的に確保・向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることになります。また、当社株式の大量買付けを行う提案を受けた際、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのために必要な情報や時間が確保されないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されることになります。

当社は、そのような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社においては、「Reams（リームス）」に代表される当社の技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産、技術・知識・ノウハウが蓄積された人材、お客様密着型の企業文化、提携ビジネスパートナーとの協働関係の確立、及び独立系情報サービス企業であることなどが、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の源泉であると考えております。当社は、これらの企業価値の源泉を踏まえ、成長企業としての基盤構築、積極的な人材育成による技術力の向上、次期システムの研究開発及び設備投資、システム開発の品質・生産性向上といった諸施策を実行していくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化として、取締役の任期を１年とし、また社外取締役及び社外監査役のうち５名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。このような役員体制のもと、毎月定例的に開催する取締役会では、各社外取締役及び社外監査役は、取締役会の重要な意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担うなど、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化を図っております。なお、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行状況を監査するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性を高めております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2018年５月29日開催の取締役会の決議及び2018年６月27日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の決議に基づき、「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）を継続いたしました（以下、「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否か、及び、対抗措置を発動するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下のア.ないしウ.のいずれかに該当し、またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

ア．当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20％以上となる当該株券等の買付その他の取得

イ．当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20％以上となる当該株券等の買付その他の取得

ウ．当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20％以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します（なお、止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、最大30日間延長することができます。）。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動または対抗措置発動の可否等につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。対抗措置発動の可否等につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款上認められている措置とします。対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた１円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.ndensan.co.jp/ir/press.html）に掲載の2018年５月29日付プレスリリースをご覧下さい。

④　具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

②に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、②に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記①に記載した当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができるとされていること、本プランの有効期間は３年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、上記①に記載した当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

⑵ 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつに位置付けたうえで、経営体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の確保及び毎期の業績に基づき配当政策を実施することを基本方針としております。

また、中間配当及び期末配当の年２回の配当を実施することを基本方針とし、配当性向は20％以上を目標にしてまいります。なお、これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

② 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、当社の財政状態、第55期の業績等を総合的に勘案して、2020年５月15日開催の取締役会決議により、以下のとおりとさせていただきました。

ア．配当財産の種類

金銭といたします。

イ．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき普通配当18円といたします。

この場合の配当総額は100,305,342円となります。

また、2019年12月９日に、１株につき17円の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は１株につき35円となります。

ウ．剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月11日といたします。

（注）本事業報告中の記載数字の金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,528,463**	**流動負債**	**6,957,235**
現金及び預金	706,283	買掛金	1,086,419
受取手形及び売掛金	4,405,232	短期借入金	2,932,000
リース投資資産	1,797,397	1年内返済予定の長期借入金	351,996
商品	45,833	リース債務	498,574
仕掛品	144,969	未払法人税等	126,341
原材料及び貯蔵品	30,646	賞与引当金	657,418
その他	398,391	製品保証引当金	4,948
貸倒引当金	△289	受注損失引当金	104,826
固定資産	**11,165,313**	その他	1,194,710
有形固定資産	**6,765,278**	**固定負債**	**4,202,765**
建物及び構築物	4,607,123	長期借入金	1,404,676
機械装置及び運搬具	54,671	リース債務	1,379,086
土地	1,732,845	退職給付に係る負債	1,418,598
その他	370,637	その他	405
無形固定資産	**2,885,145**	**負債合計**	**11,160,000**
のれん	142,144	**純資産の部**	
ソフトウェア	2,709,397	**株主資本**	**7,567,805**
その他	33,603	資本金	1,395,482
投資その他の資産	**1,514,890**	資本剰余金	1,088,102
投資有価証券	290,358	利益剰余金	5,663,879
繰延税金資産	1,073,870	自己株式	△579,658
その他	161,531	**その他の包括利益累計額**	**△52,039**
貸倒引当金	△10,870	その他有価証券評価差額金	4,705
		退職給付に係る調整累計額	△56,745
		新株予約権	**18,010**
		純資産合計	**7,533,775**
資産合計	**18,693,776**	**負債純資産合計**	**18,693,776**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**14,869,947**
売上原価		**11,042,131**
売上総利益		**3,827,816**
販売費及び一般管理費		**3,526,853**
営業利益		**300,962**
営業外収益		
受取利息	67	
受取配当金	7,725	
受取保険金	17,904	
その他	5,153	30,849
営業外費用		
支払利息	18,190	
その他	321	18,511
経常利益		**313,301**
特別損失		
固定資産除却損	7,722	7,722
税金等調整前当期純利益		**305,578**
法人税、住民税及び事業税	81,266	
法人税等調整額	△37,055	44,210
当期純利益		**261,367**
親会社株主に帰属する当期純利益		**261,367**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,352,446**	**流動負債**	**6,798,256**
現金及び預金	664,026	買掛金	1,051,339
受取手形	1,037	短期借入金	2,882,000
売掛金	4,282,564	1年内返済予定の長期借入金	336,000
リース投資資産	1,797,397	リース債務	496,598
商品	44,530	未払金	662,328
仕掛品	142,492	未払費用	90,506
原材料及び貯蔵品	30,604	未払法人税等	118,874
前払費用	159,986	未払消費税等	262,566
その他	230,096	前受金	54,711
貸倒引当金	△289	預り金	88,274
固定資産	**11,233,406**	賞与引当金	644,509
有形固定資産	**6,760,667**	製品保証引当金	4,948
建物	4,568,561	受注損失引当金	104,826
構築物	37,846	その他	773
機械及び装置	54,671	**固定負債**	**4,072,434**
車両運搬具	0	長期借入金	1,362,000
工具、器具及び備品	296,479	リース債務	1,377,176
土地	1,732,845	退職給付引当金	1,332,852
リース資産	69,467	資産除去債務	405
建設仮勘定	795	**負債合計**	**10,870,691**
無形固定資産	**2,724,084**	**純資産の部**	
ソフトウエア	2,696,407	**株主資本**	**7,692,446**
ソフトウエア仮勘定	12,060	**資本金**	**1,395,482**
その他	15,616	**資本剰余金**	**1,088,102**
投資その他の資産	**1,748,653**	資本準備金	1,044,925
投資有価証券	290,358	その他資本剰余金	43,176
関係会社株式	285,000	**利益剰余金**	**5,788,520**
破産更生債権等	395	利益準備金	87,500
長期前払費用	31,026	その他利益剰余金	5,701,020
繰延税金資産	1,031,896	別途積立金	4,760,000
その他	120,847	繰越利益剰余金	941,020
貸倒引当金	△10,870	**自己株式**	**△579,658**
		評価・換算差額等	**4,705**
		その他有価証券評価差額金	4,705
		新株予約権	**18,010**
		純資産合計	**7,715,161**
資産合計	**18,585,853**	**負債及び純資産合計**	**18,585,853**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		**14,405,963**
売上原価		**10,754,419**
売上総利益		**3,651,543**
販売費及び一般管理費		**3,363,711**
営業利益		**287,832**
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,791	
受取保険金	12,904	
その他	4,959	25,655
営業外費用		
支払利息	17,698	
為替差損	235	17,933
経常利益		**295,554**
特別損失		
固定資産除却損	7,722	7,722
税引前当期純利益		**287,832**
法人税、住民税及び事業税	73,800	
法人税等調整額	△33,427	40,372
当期純利益		**247,459**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月26日

株式会社電算

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　轟　芳英 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩瀬　弘典 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社電算の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表ついて監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電算及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月26日

株式会社電算
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　轟　　芳英 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩瀬　弘典 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社電算の2019年４月１日から2020年３月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月28日

株式会社　電算　監査役会

常勤監査役　　橋本　宣彦　　㊞

社外監査役　　小出　貞之　　㊞

社外監査役　　宮坂　直慶　　㊞

社外監査役　　石田　和彦　　㊞

以上

株主総会参考書類

＜会社提案（第１号議案）＞

第１号議案　取締役10名選任の件

取締役　轟一太、丸山沢水、河井聡司、長門博文、村松文男、吉川満則、小林秀明、小根山克雄及び宇都宮進一の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位			
1	轟（とどろき） 一（かず） 太（た）	代表取締役社長	再任		
2	丸（まる） 山（やま） 沢（たく） 水（み）	代表取締役専務	再任		
3	河（かわ） 井（い） 聡（さと） 司（し）	取締役	再任		
4	長（なが） 門（と） 博（ひろ） 文（ふみ）	取締役	再任		
5	村（むら） 松（まつ） 文（ふみ） 男（お）	取締役	再任		
6	吉（よし） 川（かわ） 満（みつ） 則（のり）	取締役	再任		
7	依（よ） 田（だ） 頼（より） 和（かず）		新任		
8	小（こ） 林（ばやし） 秀（ひで） 明（あき）	取締役	再任	社外	独立
9	小根山（おねやま） 克（かつ） 雄（お）	取締役	再任	社外	
10	宇都宮（うつのみや） 進（しん） 一（いち）	取締役	再任	社外	独立

社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1 再任	轟（とどろき）　一太（かずた） （1946年１月18日生）	1969年３月　信越放送株式会社入社 2000年６月　同社取締役 2003年６月　同社常務取締役 2004年６月　当社取締役 2005年６月　当社専務取締役 2008年６月　当社代表取締役専務 2011年６月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社長野県カルチャーセンター社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役 長野県信用組合理事	33,000株
	【取締役候補者とした理由】 前会社で培われた経営手腕と2004年６月に当社取締役に就任以来、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことを考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2 再任	丸山沢水（まるやまたくみ） （1962年２月12日生）	1985年４月　当社入社 2007年12月　当社内部監査室長 2013年４月　当社管理本部人事部長 2014年６月　当社取締役管理本部担当兼経営企画本部担当兼情報開示担当管理本部長 2016年７月　株式会社ティー・エム・アール・システムズ代表取締役社長 2018年４月　当社取締役管理本部担当兼情報開示担当管理本部長 2018年６月　当社代表取締役専務管理本部担当兼情報開示担当管理本部長（現任） 2020年５月　株式会社ティー・エム・アール・システムズ取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ティー・エム・アール・システムズ取締役	5,300株
	【取締役候補者とした理由】 当社における内部監査室長及び管理本部人事部長などの経験から、その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3 再任	河井聡司 （1963年３月13日生）	1985年４月　当社入社 2009年４月　当社公共事業本部公共ソリューション３部長 2010年４月　当社公共事業本部公共ソリューション１部長 2012年４月　当社公共事業本部公共統括部長 2013年４月　当社ビジネス事業本部長 2014年４月　当社ビジネス事業本部長兼データセンター長 2014年６月　当社取締役ビジネス事業本部担当兼データセンター担当ビジネス事業本部長兼データセンター長 2015年４月　当社取締役技術推進本部担当兼データセンター担当技術推進本部長兼データセンター長 2018年４月　当社取締役技術推進本部担当兼データセンター担当データセンター長 2019年４月　当社取締役公共開発本部担当兼ビジネス開発本部担当兼データセンター担当データセンター長（現任）	3,500株
	【取締役候補者とした理由】 公共分野及び産業分野の事業推進に功績が認められ、また、ICT技術に関する豊富な知識を有し、その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4
再任</td><td>長門博文
（1958年11月22日生）</td><td>1982年４月　当社入社
2015年４月　当社技術推進本部品質監理部長
2018年４月　当社公共開発本部長
2018年６月　当社取締役公共開発本部担当兼ビジネス開発本部担当公共開発本部長
2019年４月　当社取締役開発管理本部担当兼技術推進本部担当開発管理本部長
2019年６月　当社取締役開発管理本部担当開発管理本部長（現任）</td><td>1,700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
当社における品質監理部長としての経験から、その手腕を考慮して、引き続き当社における開発全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5
再任</td><td>村松文男
（1960年12月13日生）</td><td>1982年６月　当社入社
2010年４月　当社公共事業本部公共営業部長
2014年４月　当社ビジネス事業本部ビジネス営業部長
2015年４月　当社東京支社営業部長
2016年４月　当社東京支社長
2017年４月　当社公共事業本部長
2018年４月　当社営業本部長
2019年６月　当社取締役営業本部担当（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役</td><td>1,900株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
公共分野及び産業分野の営業部長、事業本部長及び営業本部長などの経験から、その手腕を考慮して、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6 再任	吉川 満則 （1965年10月６日生）	1989年４月　当社入社 2013年４月　当社技術開発センター長 2015年４月　当社技術推進本部技術開発部長 2018年４月　当社技術推進本部長 2019年６月　当社取締役技術推進本部担当技術推進本部長（現任）	1,800株
	【取締役候補者とした理由】 ICT技術に関する豊富な知識を有し、当社における技術推進本部長などの経験から、その手腕を考慮して、新規事業の創出による当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。		
7 新任	依田 頼和 （1967年２月４日生）	1987年４月　当社入社 2012年４月　当社公共事業本部公共ソリューション１部長 2017年４月　当社公共事業本部商品開発部長 2018年４月　当社公共開発本部商品開発部長 2019年４月　当社公共開発本部長（現任）	―
	【取締役候補者とした理由】 公共分野を中心にシステム部門の部長、商品開発部長及び公共開発本部長などの経験から、その手腕を考慮して、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8 再任	小林（こばやし） 秀明（ひであき） （1945年12月19日生） 社外取締役候補者 独立役員	1968年４月　外務省入省 1988年７月　在オーストラリア日本国大使館参事官 1992年１月　在ポーランド日本国大使館公使 1995年４月　総理府事務官　公正取引委員会事務局官房審議官 1997年８月　在アメリカ合衆国日本国大使館特命全権公使 2000年２月　国際連合日本政府代表部特命全権大使 2001年４月　儀典長 2002年10月　東宮侍従長 2005年11月　在タイ日本国大使館特命全権大使 2008年10月　内閣府迎賓館館長 2011年６月　当社社外取締役（現任）	3,900株
	【社外取締役候補者とした理由】 過去に社外役員となること以外で会社の経営に関与された経験はありませんが、外交官としての国際政治経済について長年の経験と知見を当社経営に反映し、引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9 再任	小根山（おねやま）　克雄（かつお） （1943年２月25日生） 社外取締役候補者	1965年３月　信越放送株式会社入社 1997年６月　同社取締役東京支社長 2001年６月　同社常務取締役東京支社長 2004年６月　同社専務取締役営業本部長 2005年６月　同社代表取締役専務 2010年６月　同社代表取締役副社長 2011年６月　同社代表取締役社長 2011年６月　当社社外取締役（現任） 2015年６月　信越放送株式会社代表取締役会長 2018年６月　同社取締役会長 2020年６月　同社取締役相談役（現任） （重要な兼職の状況） 信越放送株式会社取締役相談役 長野カントリー株式会社代表取締役社長 株式会社まちづくり長野社外取締役	6,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 他社における会社経営に関する豊富な経験と知見を当社経営に反映し、引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
10 再任	宇都宮 進一（うつのみや しんいち） （1955年９月29日生） 社外取締役候補者 独立役員	1983年１月　長野トヨタ自動車株式会社入社 1989年５月　同社代表取締役副社長 2003年５月　同社代表取締役社長 2017年６月　当社社外取締役（現任） 2020年４月　株式会社Uホールディングス代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Uホールディングス代表取締役社長 長野トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 トヨタカローラ長野株式会社代表取締役社長 ネッツトヨタ長野株式会社代表取締役社長 トヨタエルアンドエフ長野株式会社代表取締役社長 株式会社トヨタレンタリース長野代表取締役社長 株式会社ユー・ボディアンドペインティング代表取締役社長 宇都宮商会株式会社代表取締役社長 株式会社ユー・リアルエステート代表取締役社長 株式会社長野県自動車会館代表取締役 長野トヨペット株式会社代表取締役会長 株式会社共立プラニング社外取締役 株式会社アサヒエージェンシー社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 丸子警報器株式会社社外取締役 長野県信用組合総代	11,600株
	【社外取締役候補者とした理由】 他社における会社経営に関する豊富な経験と知見を当社経営に反映し、引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。		

（注）1．各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2020年３月31日時点における株式数で記載しております。

2．取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。

① 取締役候補者　轟一太氏は、株式会社メイツ長野、株式会社長野県カルチャーセンター、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティの社外取締役及び長野県信用組合の理事を兼務しております。当社は株式会社メイツ長野との間に事務スタッフ受け入れ等の人材派遣関係及びシステム利用料等の取引関係、株式会社長野県カルチャーセンターとの間にシステム利用料等の取引関係、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティとの間にインターネットサービス等の取引関係、長野県信用組合との間にシステム利用料及び借入金等の取引関係があります。

② 取締役候補者　小根山克雄氏は、信越放送株式会社取締役相談役、長野カントリー株式会社の代表取締役社長及び株式会社まちづくり長野社外取締役を兼務しております。当社は信越放送株式会社及び長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係、株式会社まちづくり長野との間にインターネットサービス等の取引関係があります。

③ 取締役候補者　宇都宮進一氏は、株式会社Uホールディングス、長野トヨタ自動車株式会社、トヨタカローラ長野株式会社、ネッツトヨタ長野株式会社、トヨタエルアンドエフ長野株式会社、株式会社トヨタレンタリース長野、株式会社ユー・ボディアンドペインティング、宇都宮商会株式会社、株式会社ユー・リアルエステートの代表取締役社長、株式会社長野県自動車会館の代表取締役、長野トヨペット株式会社の代表取締役会長、株式会社共立プラニング、株式会社アサヒエージェンシー、長野朝日放送株式会社、丸子警報器株式会社の社外取締役及び長野県信用組合総代を兼務しております。当社は長野トヨタ自動車株式会社との間にデータセンターサービス利用料等の取引関係、株式会社共立プラニングとの間に広告宣伝、データセンターサービス利用料等の取引関係及び長野県信用組合との間にシステム利用料及び借入金等の取引関係があります。他13社との間に特別の利害関係はありません。

④　その他の候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

3．取締役候補者　小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏は、社外取締役候補者であります。

当社は小林秀明氏及び宇都宮進一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、小林秀明氏及び宇都宮進一氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

4．社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって小林秀明氏及び小根山克雄氏が９年、宇都宮進一氏が３年となります。

5．社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。なお、小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏の再任が承認された場合には、３氏との当該契約を継続する予定であります。

6．当社は、基本的に特別な利害関係を有しておらず、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有している方を、社外取締役に選任する方針であります。また、利害関係を有している場合でも、重要性等を検討し、客観的視点から当社経営に対し提言をいただける方を、社外取締役に選任する方針であります。

＜株主提案（第２号議案及び第３号議案）＞

第２号議案及び第３号議案は、株主からのご提案によるものであります。

以下、提案株主から提出された株主提案権行使に関する書面の議案の内容及び提案の理由等を原文どおりに掲載しております。

当社取締役会は、第２号議案及び第３号議案の何れについても、「反対」しております。反対の理由については、各議案に対する当社取締役会の意見をご参照ください。

第２号議案　定款一部変更（取締役定年制度導入）の件

１．提案の内容

「役員のうち、取締役の定年は満６０歳とし、定年に達した者を取締役に選任できない。」旨定款に定める。

２．提案の理由

令和元年９月３０日現在の貴社の株主構成において信越放送株式会社は貴社株式の所有株式数の割合が３８.２１％と高く、代表取締役社長の轟一太は同社出身の取締役、社外取締役小根山克維は同社の代表取締役会長である。貴社の役員人事においては使用人兼務取締役の改選は見受けられるものの、親会社である同社出身の轟一太及び取締役兼任の小根山克維は業績不振にも関わらず長期に渡り安定的な地位を確立しており、企業価値向上のためではなく、自らの保身のためのガバナンスであると言わざるを得ない状況である。令和２年３月の貴社株式の出来高は東証一部２,１６６社中２,０５５位であり、例月より取引高の多い３月にもかかわらず、極めて低い取引高であることからも貴社は関連企業の安定株主に支えられた閉鎖的な会社であることは明らかであり、一般の投資家にとって不利益な状況となっている。ガバナンスの強化策として用いられる役員定年制度は、長期的な成長曲線を描けないパフォーマンスの低い経営者を強制的に交代させる仕組みとして取り入れている企業は多く、株主にとって、取締役に対する監視が難しく、取締役が自分の立場を守ることが出来る企業を変革し、株主の利益を追求するための有効な制度である。数年に渡り業績低迷している貴社は世代交代による新陳代謝を図る必要があることが考えられるため、取締役定年制度導入を提案する。

◎当社取締役会の意見

反対	取締役会として、本議案に反対いたします。

当社は、取締役候補者の選定にあたり、その都度、経歴、人柄、能力、年齢等を総合的に判断し、当社の取締役として適任であると判断した人物を候補者としております。また、事業年度ごとの経営責任の明確化を図るため取締役の任期を１年とし、定時株主総会において、株主の皆様にその信任を問う仕組みとしております。近年におきましては、第53期は１名、第54期は２名の新任取締役を選任することで若返りも図っており、経験豊富な取締役と新任の取締役が連携し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に行うことができていると考えております。

また、会社経営において、豊富な経験及び幅広い知見を有することは非常に重要である上に、必ずしも取締役候補者の年齢が一律にそのパフォーマンスに影響を及ぼすものではないところであり、それにもかかわらず定年制度を設けることは、当社の取締役候補者の選択範囲を過度に制限しかねないと考えております。

このように、当社取締役会としては、現在の制度設計において適切に取締役候補者の選定を行うことができていると考えており、また、定款において取締役定年制度を設けた場合、かえって有用な人材の確保を妨げるおそれもあることから、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと判断いたしました。

したがいまして、当社取締役会は第２号議案の提案に反対いたします。

第３号議案　定款一部変更（役員の報酬開示）の件

１．提案の内容

「事業年度毎の取締役および監査役の報酬及び役員賞与の額については、総額で１億円を上回るか否かにかかわらず、個々の取締役及び監査役毎にその金額を、株主総会の招集通知に添付する参考書類等に記載して開示する。」旨定款に定める。

２．提案の理由

近年、役員報酬額の根拠や決定過程は不透明であり、不適切な開示に関する問題が大きな話題となったことから、平成３１年１月３１日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された。貴社の第５４期有価証券報告書によると取締役の報酬総額「年額３００,０００千円以内」に基づき、取締役の報酬決定を代表取締役社長に一任し、売上高、営業利益及び個人評価を勘案し、固定報酬額及び業績変動報酬額を決定したとのことである。平成３１年３月期の売上高は業績予想１４,３００百万円に対して実績１３,７１４百万円、営業利益は業績予想２８０百万円に対して実績▲３２７百万円という業績であるが、当期の業績変動報酬はゼロ、若しくは前期の１５,２５５千円を大きく下回らなければお手盛りと言わざるを得ず、適切な情報開示が必要であると考えられるため、役員の報酬開示の制度化を提案する。

◎当社取締役会の意見

反対	**取締役会として、本議案に反対いたします。**

当社役員には、個人別の連結報酬等の総額が１億円以上となる者がいないため、法令に則り、有価証券報告書において個人別の報酬額を開示しておりません。

なお、当社は、役員報酬のあり方は、コーポレート・ガバナンスの最重要事項の一つと認識しております。

当社の取締役の報酬につきましては、取締役会にて取締役報酬決定の基本方針を以下のとおり決定しております。

① 月額固定報酬及び業績変動報酬に加え、当社業績及び株式価値の連動性を明確にし、株主との価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とする。

② 中長期的な業績や株式価値と連動する投資制度として、インセンティブプランを設け、持続的な企業価値向上への動機づけを図る。
③ 業務執行から独立した社外取締役の報酬は、月額固定報酬及び譲渡制限付株式報酬のみで構成し、業績変動報酬は支給しない。

そして、当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬については、上記に基づき、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社業績、貢献度等を斟酌し、社外取締役を含む取締役会の責任の下で、その授権を受けた代表取締役が決定しております。

なお、第53期定時株主総会で決議され導入した譲渡制限付株式報酬制度は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としており、当社は、企業価値向上へのインセンティブとなるような報酬体系の構築に努めております。

また、当社の監査役の報酬については、株主総会で報酬の限度額が決議され、その限度額内において、監査役の全員の同意がある場合には、監査役会において協議することができると監査役会規程で定められており、当該規程に基づいて決定されております。

そして、開示につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令に則り、取締役及び監査役の内訳を示しつつ、役員の報酬等の総額及び支給人数について適正に開示しており、当社取締役会としては、株主の経営チェックに十分応えていると認識しております。

このように、当社取締役会としては、当社役員の報酬額の決定の手続き及び開示の方法ともに適切に行われていると考えております。

以上から、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと判断いたしました。

したがいまして、当社取締役会は第３号議案の提案に反対いたします。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　：長野県長野市県町576番地
ホテル国際21　1階 藤の間
電話（026）234－1111

交通のご案内

●ＪＲ長野駅善光寺口下車
徒歩約20分、タクシー約５分。

●ＪＲ長野駅善光寺口より長野市循環バスぐるりん号
「県庁前」バス停下車徒歩１分。
ＪＲ長野駅善光寺口のバスロータリー内４番のりば【Ｃ－０１　長野駅】
午前９時35分発、50分発。
善光寺口からのバスの所要時間は約15分です。

●お車をご利用の方
ホテル国際21の駐車場をご利用ください。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK